

## 新型コロナウイルスによる自宅待機者等への 買い物代行などを行います。

西脇市社会福祉協議会では、新型コロナウイルスに感染したと診断された方及びその濃厚接触者として、保健所から自宅待機を求められている方や世帯に、食料や日用品の買い物代行などを行います。なお、買い物代行時には、プライバシーに十分配慮します。

### 1 対象となる世帯

市内にお住まいで、①、②のどちらにも該当する世帯

- ① 新型コロナウイルスにより、保健所等から自宅待機を指示された方
- ② 買い物を代行してくれる親戚や知人等の支援を受けることが困難な世帯

※すでに訪問介護等の対象となる方は対象外とする。

### 2 利用期間

保健所等から自宅待機等を指示された期間

### 3 支援内容

自宅待機等の期間中、1週間に1回を限度として、西脇市社会福祉協議会の職員が、希望された食料や日用品を購入し、玄関先までお届けします。

次の①～④にご了承いただいたうえで、ご利用ください。

- ① 買い物は、1店舗で行います。同じ店舗で一般的に購入できる食料・日用品とします。(タバコやお酒など嗜好品は除く。)
- ② 買い物代行できるのは、1週間に1回までです。(1回の購入限度額は、1人5,000円程度とします。)
- ③ 購入店舗の指定はできません。
- ④ ご希望の品物はその店舗では売っていない等の理由から、揃わない場合もあります。

#### 4 利用の流れ

- ① 買い物代行を希望する旨を、前日までに西脇市社会福祉協議会へ電話ください。(土、日、祝祭日除く。)
- ② FAX、メール、電話で、必要な食料や日用品の買い物をご依頼ください。
- ③ 希望された商品は、玄関先(屋外)にお届けします。お届けが完了したら、ご自宅へ電話をします。すぐにご自宅へ入れてください。  
(※買い物代行に関する利用料は無料ですが、購入する商品の代金はご依頼人の実費負担となります。)
- ④ 自宅待機期間が終了したら、西脇市社会福祉協議会へ電話してください。
- ⑤ 西脇市社会福祉協議会から郵送で、下記の書類を送付します。
  - ・ 購入した商品の請求書  
(請求書に記入してある金額を、本会指定の口座へ振込してください。)
  - ・ 新型コロナウイルスによる自宅待機者等への買い物代行等事業申込書  
(申込書は、同封している封筒に入れて返送してください。)

#### お問合せ・お申込み

社会福祉法人 西脇市社会福祉協議会

事務局 月～金(土日祝・年末年始休) 8時30分～17時15分

西脇市和布町277-1

電話 22-5400 FAX 23-1891

E-mail info@nishiwaki-wel.or.jp

